

## 福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例の制定について

### 1. 堂ノ池周辺整備事業の経緯

「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書（以下「4者協定」という）に基づく地域振興事業として、東日本大震災で被害のあった「堂ノ池」の機能回復を図るとともに周辺を整備し、福田地区住民及び地域社会に対して世代を超えた交流ができる憩いの場を創出する等の地域振興を図ることを目的に、公園を整備し現在順調に工事が進捗しております。

平成30年4月下旬には、開園を予定していることから福ちゃんの森公園の設置及び管理に関する条例を制定します。

### 2. 施設の概要

- ・集会所（延床面積 323 m<sup>2</sup>）【事務所、物販室、多目的室（調理室含む）】
- ・バーベキュー施設（72 m<sup>2</sup>）【6 炉、12 ベンチ、6 テーブル（うち 2 炉は一体テーブル）】
- ・屋外集会所（148 m<sup>2</sup>）
- ・屋外トイレ（37 m<sup>2</sup>）・散策道トイレ（9 m<sup>2</sup>）
- ・ドッグラン（470 m<sup>2</sup>）
- ・せせらぎ水路（延長 70m）・堤体デッキ・散策道（栈橋 72m）
- ・駐車場（第1 駐車場 22 台、第2 駐車場 31 台）

### 3. 条例の内容について

#### （1）設置

4者協定に基づく地域振興事業の一環として、福田地区住民及び地域社会に対して世代を超えた交流ができる憩いの場を創出する等の地域振興を図るため公園を設置する。

#### （2）名称及び位置

名称：福ちゃんの森公園

位置：笠間市福田 2990-1 番地外

#### （3）管理

- ①公園の維持及び管理に関すること。
- ②利用承認等に関すること。
- ③上記業務に付随すること。
- ④その他市長が定める業務。

#### (4) 開館時間等

##### 施設の供用時間

施設 \ 時間	全 日
集会所 (多目的室)	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで (夜間の予約があれば午後 9 時まで)
集会所 (物販室)	午前 9 時から午後 5 時まで
屋外集会所	午前 9 時から午後 5 時まで (6・7・8・9 月は、午後 7 時まで)
ドッグラン	午前 9 時から午後 5 時まで (6・7・8・9 月は、午後 7 時まで)
バーベキュー施設	午前 10 時から午後 3 時まで (5・6・7・8・9 月においては、予約があれば午後 9 時まで)

※定期休館日 月曜日 (祝日のときは翌火曜日)・年末年始 (12 月 28 日から翌年 1 月 4 日)  
、その他市長が特に認めるとき。

#### (5) 使用に関する事項

使用の許可 事前に使用許可の申請

(3 月前から 7 日前まで申請においては規則で定める)

#### (6) 使用料等について

##### ①使用料の算定

使用料の算定については、使用料・手数料の見直しに関する基本方針に基づき算定。

##### ②使用料

(単位円)

施設 \ 時間	午前の部 9:30-13:00 (3.5 時間)	午後の部 13:00-17:00 (4 時間)	夜間の部 17:00-21:00 (4 時間)	全日 9:30-21:00 (11.5 時間)	備 考
集会所 (多目的室)	1,800	2,000	2,000	5,800	

(単位円)

施設 \ 時間	半日	全日	備考
集会所 (物販室)	1,900 (4 時間)	3,300 (8 時間)	月 87,700 円 年 1,026,900 円
屋外集会所	2,900 (4 時間)	5,800 (8 時間)	
バーベキュー施設	1,000 (1 区画 5 時間)	2,000 (1 区画)	1 部 10 時から 15 時 (通年使用可) 2 部 16 時から 21 時 (5.6.7.8.9 月のみ使用可)
ドッグラン	300 (4 時間)	500 (8 時間)	1 頭料金

ア. 営利を目的とするものは、2 倍の額とする。

イ. 本市に住所を有しない個人又は事務所・事業所を有しない法人その他の団体が使用する場合には、2倍の額とする。※公の施設広域利用に関する協定市町村（水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村）はその限りではない。

ウ. ドッグランは、市が主催・共催又は後援する動物愛護に資する事業については、一般の利用を制限して利用することができる。

③使用料の減免等(減免の区分は規則で定める)

区分	減免額
1 福田地区住民が使用するとき。	全額
2 市内の地域活動団体や市民活動団体、NPO法人等が営利を目的とせず使用するとき。又は入場料を徴収しないで使用するとき。	全額
3 笠間市及び笠間市教育委員会が後援して使用するとき。	半額
4 その他市長が特に必要と認めるとき。	市長又は指定管理者がその都度定める額

4. 施設運営等

運営開始当初は、直接運営及び草刈り・植栽管理業務においては委託で実施予定とし、運営について、指定管理者の導入を検討する。

※管理費は、福田地区及び市民等の交流による地域振興を図る公園のため、茨城県環境保全事業団及び笠間市が次の割合で負担するものとする。

茨城県環境保全事業団：5/12、 地域振興基金：1/4、 市単独費 1/3

